

よくあるご質問 Q&A

Q：利用料金の支払いはどのようにしたらいいのか？

A：月末閉めの翌月払いとなります。方法は、ヘルパー訪問時に現金で支払う、銀行引き落としの二つの方法があります。

Q：市役所や薬の受け取りはできるのか？

A：基本的にはできますが、ケアマネージャーに相談しておくサービスの中に組み込まれます。

Q：家族の分の調理はできるのか？

A：利用者以外の方のことは原則としてできません。

Q：利用者が留守のときにサービスを提供できるのか？

A：原則として留守宅には入ることはできません。

Q：訪問介護を利用する場合はどうしたらよいですか？

A：お近くの在宅介護支援センター、ケアマネージャーにご相談下さい。また直接、ヘルパー事業所に連絡をいただければ利用の手順を説明致します。

Q：訪問介護はどのような時に利用できますか？

A：生活援助は

- ① 利用者が一人暮らしの場合
 - ② 利用者の家族が障がいや、病気のために介護を行うのが困難な場合
- 身体介護は、世帯や状況にかかわらず利用できます。
-

Q：利用は何回くらいできますか？

A：介護度によって限度枠がありますのでケアマネージャーにご相談ください。

Q：利用料金はどのようになりますか？

A：料金の設定は予めなされていますので、担当のケアマネージャーが説明致します。

要支援の場合は、最初の設定回数がありますが、利用した回数にかかわらず定額料金となります。要介護の場合は利用した回数となります。

Q：生活援助とはどのようなものですか？

A：調理、洗濯、掃除など日常生活のためのサービス提供を行います。

Q：役所関係の用事や、薬の受け取りは頼むことができますか？

A：基本的にはできます。定期的に行うことであればサービスの中に取り込むこともできます。

Q：訪問介護でできないことがありますか？

A：介護保険は保険料や、公費で成り立っていますので次のようなサービスは支払いの対象とはなりません。

- ① 本人以外の部屋の掃除など家族のための家事
 - ② 庭の草むしりなど普段の生活に差し支えないこと
 - ③ 大掃除や、大がかりな調理など普段しない家事
-

Q：銀行の用事を頼むことができますか？

A：通帳やカードを預かることができませんので、預金の預け入れや引き出しはできません。

Q：訪問予定日であれば、留守にしているでも入ってもらえますか？

A：留守宅に入ることはできません。用事が入った場合は事前に連絡をいただければケアマネジャーと相談の上、日程の変更もできます。

Q：担当ヘルパーと相性が合わない場合はどうしたらいいですか？

A：すぐに事務所に連絡をください。可能な範囲で交代に応じます。

Q：介護タクシーの利用はどのようにしたらいいですか？

A：要介護の場合は、担当のケアマネジャーに相談をしてください。

要支援の場合は介護保険は利用できませんが、保険外の対応はできます。事務所に直接、連絡をください。ただ、一般のタクシーとは異なるため、当日すぐの対応はできないこともあります。予め予約をお願い致します。

